

京都市消防局訓令乙第15号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局警防規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本栄一

第8条中「局本部長（）」の右に「京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程第15条の規定により局警防本部の任務を統括する者及び」を加え、「は、司令部長又は指令班長とする。」を「にあつては、通信指令班指令担当班長を含む。」に改める。

別表第1備考以外の部分中「広報庶務班員」を「総務班員」に改め、同表備考9中「司令部長」、及び「救急部長」、を削り、同備考中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 航空機隊長は、航空機隊のみ出動した場合に限り、第1次指揮体制における最高指揮者となる。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)